鹿児島県介護福祉士修学資金のご案内
～ 令和8年度及び令和9年度入学生を対象 ～

（令和8年度募集）

介護の専門的な人材を確保するため、介護福祉士の養成施設（以下「養成施設」という。）で修学し、介護福祉士の資格取得後に鹿児島県内（以下「県内」という。）の社会福祉施設等で介護等業務（注1）に従事する意思のある学生に対して、修学のための資金（無利子）を貸し付けします。

この貸付金は、養成施設を卒業後、介護福祉士として県内の区域（注2）の社会福祉施設等で原則5年間、介護等業務に従事した場合、返還が全額免除されます。

（注1）介護等業務とは、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める職種又は当該施設の長の業務を指します

（注2）国立障害者リハビリテーションセンターや国立児童自立支援施設等で従事する場合は、全国の区域

１　応募資格（以下の各条件を全て満たす方）

（１）県内に住民登録されている方

（２）養成施設に、令和８年度入学の方又は令和９年度入学（予定）の方（以下「入学される方」という。）

①県内の養成施設に入学される方

◇県内の養成施設　２校（順不同）

・鹿児島国際大学	・鹿児島医療技術専門学校

②県外の養成施設に入学される方

県内に住民登録があり、県内の住所地から県外の養成施設に通学される方

（３）学業優秀であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる方

（４）養成施設を卒業後に、介護福祉士として県内の社会福祉施設等で介護等業務に従事しようとする方

（５）他の都道府県で修学資金の貸付を受けていない方又は国庫補助事業（生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金や職業訓練給付等）等による他の貸付や給付を受けていない方

２　貸付条件

（１）貸付額

①修学金（月額）　５０,０００円以内

②入学準備金（入学時）　２００,０００円以内

③就職準備金（卒業時）　２００,０００円以内

④生活費加算（月額）　３０,０００円以内

※生活費加算は、生計を一にする世帯が生活保護世帯及びそれに準ずる世帯の方が対象

※２年課程の例：月額５万円×24ケ月、入学時20万円、卒業時20万円 合計160万円

（２）貸付金利　無利子（返還期間を過ぎた場合は、年３.0%の延滞利子）

（３）貸付期間　正規の修学期間（休学又は停学の期間は貸付休止）

（４）貸付時期

①修学金と生活費加算は半年毎にまとめて貸付

②入学準備金は修学資金の初回貸付時、就職準備金は修学資金の最終回貸付時に併せて貸付

（５）送金方法

借受人が指定する金融機関の口座に振り込む

３　資金の返還が免除される場合

養成施設を卒業後１年以内に、介護福祉士の登録を行ったうえで、県内等において、介護等業務に５年間（注1）従事した場合

（注1）過疎地域、離島及び中山間地域等で従事する場合は３年間、入学時に45歳以上で離職して２年以内の方（中高年離職者）は３年間

４　資金の返還方法等

（１）返還が必要な場合
①養成施設を退学した場合
②養成施設を卒業後、１年以内に介護福祉士の登録を行わず、上記３の期間、県内等で介護等業務に従事しなかった場合
（注）ただし、介護等業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護等業務に従事できない期間は、免除対象期間には算入しないが、介護等業務に従事しているものとして取り扱う

（２）返還期間　貸付期間の２倍の期間内

（３）返還方法　一括又は月賦で返還（指定口座に振り込む）
※２年課程で160万円を借り受けた場合の月賦による返済額：月額約３万４千円（48ヵ月）

５　申請時の提出書類

（１）貸付申請書
（２）養成施設の推薦書
（３）生計を一にする者（以下「世帯員」という）全員の住民票（本籍地記載のもの）
（４）世帯員のうち収入のある者及び連帯保証人の所得証明書
（５）借受人及び連帯保証人の印鑑証明書
※未成年（18歳未満）の借受人については、印鑑証明書は不要
（６）個人情報の取扱についての同意書
（７）養成施設入学前の直近の学校の成績証明書
（８）生活保護受給証明書もしくは非課税証明書等（生活費加算を希望する場合に限る）
（９）離職時期が分かる離職票又は離職証明書等（中高年離職者の方に限る）
（10）日本国籍以外の方は在留カード（両面の写し、ただし、養成施設の長の原本証明を要する。）

６　貸付決定を受けた方の提出書類

（１）介護福祉士修学資金等貸付借用書(兼)誓約書【収入印紙を貼付（額面2,000円）】
（２）介護福祉士修学資金等貸付金口座振込申出書（申請者の預金通帳の写を添付）

７　連帯保証人

（１）連帯保証人が1人必要（保証能力があり、おおむね６０歳未満の方）
ただし、借受人が未成年の場合は、法定代理人（父母、親権者等）を含め、２人必要
（２）法定代理人以外の連帯保証人は、保証能力があり、おおむね６０歳未満で生計を別にする方
（３）連帯保証人を法人とする場合は、財務状況が確認できる書類、法人の印鑑証明、連帯保証の意思決定議事録等が必要

８　申請手続き

（１）養成施設への書類の提出
在学中又は入学予定の養成施設に、上記５の書類を提出してください
提出期間については、直接、養成施設へお問い合わせください
※養成施設へは、余裕を持って書類を提出してください

（２）養成施設から鹿児島県社会福祉協議会への書類の提出
①令和８年度入学の方
受付期間　令和８年５月７日～令和８年５月２９日（必着）
②令和９年度入学の方
受付期間　令和９年１月４日～令和９年１月２９日（必着）
※書類提出の際は、封筒の表面左側に「介護(修学資金)書類在中」と朱書きしてください

９　お問い合わせ先

申請手続きや提出書類等については、下記か養成施設にお問い合わせください

お問い合わせ先
〇社会福祉法人　鹿児島県社会福祉協議会　生活支援部
〒８９０－８５１７　鹿児島市鴨池新町１－７（県社会福祉センター内）
TEL：０９９－２１４－３７０１　FAX：０９９－２１４－３８１２

（資料：令和8年4月／修学資金）